

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	加入金の徴収
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町農業集落排水施設の使用及び管理に関する条例第 6 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町農業集落排水施設の使用及び管理に関する条例第 6 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町農業集落排水施設の使用及び管理に関する条例 (加入金)</p> <p>第 6 条 農業集落排水施設の新設を行おうとする者 (旧千畑区域内受益者を除く。) は、加入金を納入しなければならない。</p> <p>2 加入金の額は、次の表のとおりとする。</p> <p>表 略</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	使用料の徴収
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町農業集落排水施設の使用及び管理に関する条例第 9 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町農業集落排水施設の使用及び管理に関する条例第 9 条、第 10 条、第 11 条第 1 項、第 12 条、第 13 条、別表第 1、別表第 2 美郷町農業集落排水施設の使用及び管理に関する条例施行規則第 12 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町農業集落排水施設の使用及び管理に関する条例 (使用料の納付)</p> <p>第 9 条 使用者は、排出した汚水の量に応じ、施設使用料 (以下「使用料」という。) を納付しなければならない。 (使用料)</p> <p>第 10 条 使用料の額は、次の規定により算定した額を合算した額とする。ただし、使用日数が 15 日以下のときは、基本使用料は、2 分の 1 とする。</p> <p>(1) 施設に排出した汚水の量に応じ、別表第 1 に掲げる額</p> <p>(2) 第 11 条第 2 項の規定により計量装置を取り付けた場合は、別表第 2 に掲げる額</p> <p>(使用料の算定)</p> <p>第 11 条 使用者が排出した汚水の量の算定方法は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 美郷町簡易水道の水道水 (以下「水道水」という。) を使用した場合は、水道の使用水量とする。</p> <p>(2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とする。</p> <p>(3) 水道水と水道水以外の水を使用した場合は、前 2 号の規定によりそれぞれ算定した量を合算した量とする。</p> <p>(4) 前 3 号の規定により、計量した水量を毎月の定例日にその日の属する月分として町長が確定する。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、定例日を変更することができる。</p> <p>2 略 (使用料算定の特例)</p> <p>第 12 条 町長は、営業を営む使用者の申告により使用する水の量が、施設に排出する汚水の量と著しく異なると認められるときは、前条第 1 項各号の規定にかかわ</p>

	<p>らず、その申告内容を審査してその使用者の排出した汚水の量を認定するものとする。</p> <p>2 町長は、使用者が施設に排出した汚水の量を認定するために必要があると認めるときは、使用者に対し、資料の提出を求めることができる。</p> <p>(使用料の納付方法)</p> <p>第 13 条 使用料は、毎月の定例日にその日の属する月分として、第 10 条で算定した額を 1 か月分ずつ毎月納付するものとする。ただし、町長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>別表第 1、別表第 2 略</p> <p>○美郷町農業集落排水施設の使用及び管理に関する条例施行規則</p> <p>(使用料算定の特例)</p> <p>第 12 条 条例第 12 条の規定により、汚水の量の認定を受けようとする者は、特定施設汚水量申告書(様式第 9 号)により町長に申告しなければならない。</p>
参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	延滞金及び督促手数料の徴収
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町農業集落排水施設の使用及び管理に関する条例第 15 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町農業集落排水施設の使用及び管理に関する条例第 15 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町農業集落排水施設の使用及び管理に関する条例 (延滞金及び督促手数料)</p> <p>第 15 条 正当な理由がなく、使用料を納付期限までに納付しないときは、延滞金を加算して納付しなければならない。</p> <p>2 延滞金及び督促手数料の額等については、美郷町諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例 (平成 16 年美郷町条例第 64 号) の定めるところによる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	過料
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町農業集落排水施設の使用及び管理に関する条例第 19 条、第 20 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町農業集落排水施設の使用及び管理に関する条例第 19 条、第 20 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町農業集落排水施設の使用及び管理に関する条例 (過料)</p> <p>第 19 条 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第 5 条の規定による承認を受けないで工事をした者</p> <p>(2) 第 8 条第 1 項の規定による指定を受けないで工事をした者</p> <p>(3) 第 8 条第 2 項の規定による設計審査を受けないで工事に着手した指定業者</p> <p>(4) 正当な理由がなく第 17 条又は第 18 条の規定による施設使用の停止を拒み、又は妨げた者</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規定若しくは指示に違反した者</p> <p>第 20 条 偽りその他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額 (当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。) 以下の過料に処する。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日